

軍事力によらない平和の実現を



■集団的自衛権行使を容認する主張

- ・日本を取りまく安全保障環境は変化している！
- ・北朝鮮や中国との軍事衝突が起こりうることを想定すべきだ！
- ・ミサイル防衛システムを分担して日米同盟を強化しなければならない！



本当にそうなのでしょうか？

日本国憲法前文（抜粋）

「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」

憲法前文、9条の精神に立った平和外交
公害問題など、日本の高い技術を活かした国際貢献
6カ国協議の枠組みでの対話による北朝鮮問題の解決
領土問題では道理にかなった主張と柔軟な対話による解決
「東北アジア共同体構想」の実現 …

集団的自衛権行使容認は事態を悪化させるだけ！

憲法を活かして軍事力によらない平和の実現を！



京都憲法会議

E-mail: info@kyoto-kenpokaigi.com

HP: <http://www.kyoto-kenpokaigi.com>

日本を戦争する国にする 集団的自衛権行使 **NO!**



住宅地に隣接する沖縄・普天間基地 配備されたオスプレイ

解釈改憲による集団的自衛権行使は
憲法ハイジャックだ！



京都憲法会議



そもそも「集団的自衛権」って何？

自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、
自国が直接攻撃されていないにもかかわらず実力を
もって阻止すること

(政府見解：1972 年国会提出「政府資料」より)



世界的に見れば、「集団的自衛権」は、通常、軍事同盟を前提として、
仮想敵国を想定し、同盟国が武力攻撃を受けたときには一緒に武力行使を
することです。

■ 国連の安全保障体制とは違うの？



国連が行う安全保障は、「集団安全保障」が原則です。

「集団安全保障」は、紛争発生時には参加国全体で集団的解決をめざし、
平和的解決を基本とし、軍事的対応は最後の手段です。「集団的自衛権」の
ように、軍事同盟ではなく仮想敵国もありません。国連憲章51条は「集
団的自衛権」を規定していますが、あくまで例外です。



国連の集団安全保障のしくみ

- 1 紛争が発生した場合、まず紛争の平和的解決の努力を尽くします（第6章）。
- 2 紛争の域を超え「平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為の存在」を安保理
事会が決議（39条）したときは、二段階の「強制措置」に移行します。
 - ① まずは兵力を伴わない措置（41条）として、経済関係や運輸通信手段の中断
（経済制裁）、外交関係の断絶等がなされます。
 - ② それでも不十分なときに初めて軍事的措置（42条）に移行します。
ただし、それぞれの加盟国と安保理事会との間で特別協定を締結し加盟国が憲
法上批准したときに、兵力提供義務が発生（43条）するので、特別協定を締
結しない限り兵力を提供する義務はありません。

日本は国連加盟時に軍事的協力・軍事的参加は行わない前提で加盟を全会一致
で承認されています



集団的自衛権行使の実態

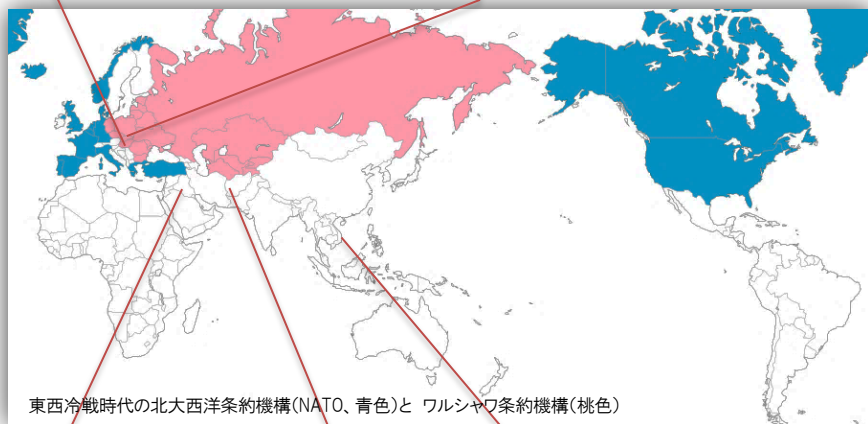
・・・「集団的自衛権」を口実に行われた戦争は侵略戦争ばかり・・・

1956年

ソ連がハンガリー動乱に介入し、複数政党制や自由選挙などを求める20数万人のデモを弾圧しました。

1968年

ソ連の支配からの脱却を求めるチェコスロバキア民衆運動が高揚した（プラハの春）のに対し、ソ連はワルシャワ条約機構による集団的自衛権行使を口実に、東欧4カ国の軍隊と共に20万の軍隊で侵略しました。



東西冷戦時代の北大西洋条約機構(NATO、青色)とワルシャワ条約機構(桃色)

2003年

アメリカは「大量破壊兵器の存在」を口実にイラク侵略を開始しました。イギリスも、同盟国アメリカへの集団的自衛権行使を口実に参戦しました。

1964年～

アメリカのベトナム侵略は、南ベトナムがいらい政権との「相互防衛条約」に基づく集団的自衛権を口実を開始されました。タイ・マレーシア・フィリピンもSEATOに基づく集団的自衛権行使を口実に参戦しました。

1979年

ソ連は「友好善隣協力条約」に基づく集団的自衛権行使としてアフガニスタンへの侵略を行いました。

2001年

アメリカは「9・11テロ」に対する報復として、アフガニスタンへの侵略を開始しました。NATOも集団的自衛権行使を口実に参戦しました。



集団的自衛権についての政府解釈

日本国憲法第9条

- 1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- 2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。



■ 自衛隊と9条に関する従来の方見解

「自衛のための必要最小限度の実力」を持つことは憲法9条に違反せず、自衛隊は「自衛のための必要最小限度の実力」であって、「戦力」でない。

自衛のための実力行使は3要件がそろった場合に限られる。

- ①わが国に対する急迫不正の侵害があること
- ②これを排除するために他の適当な手段がないこと
- ③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

■ 集団的自衛権は明確に憲法違反と解釈

「憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するために必要最小限度の範囲にとどまるものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されない」



約60年間にわたって、日本は最小限度の実力しか保持できない、集団的自衛権は行使できないという憲法解釈を、日本政府は一貫して維持し、確立してきました。

9条のもと、日本が「軍事大国」にならないための重要な「歯止め」であり、諸外国と信頼関係を築く役割を果たしてきたのです。



解釈改憲閣議決定（2014.7.1）の重大な問題点



安倍内閣は、2014年7月1日、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」を閣議決定しました。この閣議決定は、これまでの9条の政府解釈を変えて、日本国憲法のもとでも海外における武力行使が可能であるとしています。

■ 集団的自衛権の行使を認める「武力の行使」の「新三要件」

- ① 我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること
- ② これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るためにほかに適当な手段がないこと
- ③ 必要最小限度の実力を行使すること

- ・日米同盟は…新三要件に該当する可能性が高い（外相国会答弁）
- ・ホルムズ海峡（中東）に機雷が敷設されれば、我が国の国民生活に死活的な影響が生じる（首相国会答弁）
- ・地理的限定は行わない



- ・新三要件に該当するかは、政府が全ての情報を総合して判断する
- ・国会承認は事後承認で足りる
- ・特定秘密保護法で全てが秘密に

「新三要件」は全く歯止めにならず、自衛隊が、世界中で武力行使することが可能になります。

政府が、密室で海外での武力行使を決めることが可能になります。

安倍内閣の閣議決定は、これまで憲法上認められてこなかった自衛隊の海外での武力行使や武器使用を大幅に緩めるものです。



集団的自衛権をめぐる Q&A



憲法解釈の変更で集団的自衛権を認めてよいのですか？

憲法には、国家権力をしぼる役割があり、これを立憲主義と言います。その時々政権が憲法解釈を勝手に変えて、好きなように解釈してしまうことは、憲法のそもそもの役割である国家権力を制限するという機能を台無しにするもので、立憲主義に反します。ですので、解釈改憲で集団的自衛権を認めることは憲法原理上許されません。

限定的な集団的自衛権の行使なら許されるのですか？

日本国憲法の規定とこれまでの解釈からすれば、事例の限定にかかわらず集団的自衛権を行使すること自体が憲法違反なのです。しかも「限定的」と言っても、それを判断するのは政府ですから、「歯止め」になりません。

最高裁判所は集団的自衛権の行使を認めているのですか？

「砂川事件」最高裁判決（1959. 12. 16）は、米軍の駐留が憲法 9 条の「戦力」には該当しないと判断したのみです。

この判決は「自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうる」と述べていますが、「自国」のための措置ですので個別的自衛権を指しています。集団的自衛権は、あくまで「他国」のための措置ですので、この事件では争点にもなっておらず、この判決は集団的自衛権を認めたものではありません。

憲法を改正すれば集団的自衛権の行使は許されるのですか？

日本国憲法には改正のための手続の規定が設けられており、その手続にそって改正されることはあり得るのですが、日本国憲法の基本理念を覆すような憲法改正は、憲法改正手続によったとしてもできないとされています。

日本国憲法前文と 9 条の掲げる平和主義は、日本国憲法の基本理念であり、集団的自衛権行使の禁止は、その基本理念の重要な要素です。ですので、集団的自衛権の行使を可能にするような憲法改正はそもそも許されません。



集団的自衛権を行使したいのはなぜ？

アメリカが世界中で行う武力攻撃に、日本が加わることが目的！
… 日本の防衛のためではありません！ …

安倍首相 (2013. 9. 25)



日本という国は、米国が主たる役割を務める地域的、そしてグローバルな安全保障の枠組みにおいて、鎖の強さを決定づけてしまう弱い環であってはならない。

石破幹事長『日本人のための「集団的自衛権」入門』新潮新書 P124)

アメリカの政治家から集団的自衛権の行使を求められている背景について「自国の軍事力が低下していかざるをえないという事情」がある。



国家安全保障戦略 (2013. 12. 17)

日米同盟の強化、域内外のパートナーとの信頼・協力関係の強化、実際の安全保障協力の推進により、アジア太平洋地域の安全保障環境を改善し、我が国に対する直接的な脅威の発生を予防し、削減することである。

2014年	2013年	2012年
7月 集団的自衛権行使容認閣議決定 改定を予定 「日米ガイドライン」(有事を想定した自衛隊と米軍の役割分担の定め)の改定を予定 6月 憲法改正国民投票法 改正案可決・成立 5月 安保法制懇報告書提出 4月 武器輸出三原則廃止 防衛装備移転三原則策定 1月 国家安全保障局設置	12月 国家安全保障戦略決定 防衛大綱・中期防衛力整備計画決定 8月 特定秘密保護法成立 2月 安保法制懇再開 小松一郎内閣法制局長官就任	12月 第一次安倍内閣発足 4月 自民党改憲草案発表